

第2節 指揮要領

指揮は、消防活動の核心であり原動力であるため、事態に対処するときは、沈着、冷静、旺盛な責任感と確固たる信念に基づいて部隊を統率し、効果的に遂行するものとする。

1 指揮要領の基本

(1) 状況判断

- ア 状況判断は、直感、先入感及び希望的観測を避け、できるだけ生の情報に基づき冷静に行う。
- イ 一局面や小事にとらわれず、総合的な状況把握に努める。
- ウ 状況判断に必要な情報は、災害の実態、各隊の現況及び活動環境に関するものである。
- エ 初動時における情報は、対象の実態、人命の危険、作業危険及び拡大危険に関するものを優先して収集する。
- オ 状況の変化の徴候を見逃さない。
- カ 情報には必ず情報源を付し、推測によるものはその理由を明示し、誇張又は悲観的表現は避けるよう日頃から訓練する。

(2) 決断

- 指揮者は状況判断に基づき、時機を逸せず、明確に部隊の活動方針を決定するものとする。
- ア 状況不明等の理由により決断をためらってはならない。
 - イ 活動方針は、一度決断したら多少状況が変化しても変えない。
 - ウ 状況把握が不完全のまま決断した場合は、下命後、状況把握に全力をあげる。
 - エ 指揮者の決断が遅れることにより部下は個別に行動を開始し、收拾し難い状態に陥るので、決断は早く行う。
 - オ 決断の内容は具体的であること。

(3) 命令

- 下命に際しては、その意図を明らかにし、受命者の任務を明確に示し、かつ、強固な意志のもとに実現を期さなければならない。
- ア 命令は部下の行動を細部まで拘束せず、部下に判断の余地を与える。
 - イ 下命に際し、受命者の能力、性格等を考慮する。
 - ウ 下命事項は報告をとって、状況及び結果を確認する。
 - エ 重要な命令は到達の確認をする。
 - オ 任務を明示することにより、以降の掌握を容易にし、かつ責任感を明らかにする。
 - カ 下命は指揮系統に従うことを原則とする。ただし、緊急の場合は直接関係する部隊に行う。

(4) 部下の掌握

- 指揮者は随時報告を求め、部下の位置、活動状況を確認し、その掌握に努めるものとする。
- ア 部下の連絡手段を確保する。
 - イ 掌握内容は命令の遂行状況、部隊の過不足、危険性、疲労度、心理等である。
 - ウ 少なくとも延焼防止の段階では、全体の状況を総合的に確認する。
 - エ 適時部下に全般の状況を通報し、安心感を与える。

(5) 安全管理

指揮者は、下命に際し、常に危険性に配慮するとともに部下の活動環境を把握して危険性の事前

排除に努めるものとする。

- ア 指揮活動のすべてに安全に対する配慮がなされなければならない。
- イ 孤立している筒先は、絶えずその状況を確認する。
- ウ 危険性が著しい場合は、速やかに一時退避等の緊急措置を下命する。
- エ 危険性のある現場では厳しく行動統制する。
- オ 事故発生の場合、現場が混乱しがちであるので、現場管理を徹底して実施する。

2 現場指揮

命令に基づき部下隊員を指揮して所要の任務を遂行し、上級指揮者の意図を最も効果的に実現するものとする。

(1) 士気の高揚

指揮者は常に部下の士気に配慮し、次により自ら模範を示すとともに士気の高揚に努めなければならない。

- ア 隊員が長時間作業を継続し、又は極度に疲労している場合。
- イ 隊員に不安感又は恐怖感のある場合。
- ウ 作業に特別な技術を必要とする場合。

(2) 組織活動

指揮者は積極的に上級指揮者の指揮下に入り、組織活動が整然と行われるよう配慮するものとする。

- ア 全体の消防活動と自己隊の任務との関連を絶えず把握して行動する。
- イ 任務が明らかでない場合は、積極的に指示を求める。
- ウ 任務が完了した場合は、報告して事後の指示を求める。

(3) 隊員の掌握

指揮者は絶えず部下隊員の位置、活動状況等を完全に掌握しなければならない。

- ア 部下隊員が私意に行動することのないように確実に把握する。
- イ 筒先進入位置は自ら必ず確認する。
- ウ 危険箇所への出入りは強く統制する。

(4) 判断

指揮者は受命事項を確実に効果的に実現するための方策を判断し実施するものとする。

- ア 自己隊の任務を基本としてとるべき手段を判断する。
- イ 自己隊の能力、装備等を前提にして判断する。
- ウ 部下隊員に無駄な負担をかけないよう手段と効果を勘案させる。

(5) 下命

指揮者は部下隊員に任務を下命する場合は、厳然たる態度をもって明確に行わなければならない。

- ア 命令は疑義をもたないよう具体的であること。
- イ 命令は一度に多く与えない。
- ウ 命令は隊員の技能を考慮する。
- エ 命令は復唱させる。

(6) 情報処理

指揮者は、絶えず情報の収集に留意し、重要な情報を把握したときは迅速に上級指揮者に報告し

なければならない。

ア すべての部下隊員は、情報の触角となること。

イ 人命危険及び作業危険に関する情報は、直接現場指揮者に報告する。

(7) 報告

指揮者は、受命事項の遂行状況及び担当面の状況等を随時上級指揮者に報告しなければならない。

ア 適切な報告は、現場指揮者の状況判断に大きく貢献することに着意する。

イ 報告は誇張又は憶測を避け、事実に基づいた内容とする。

ウ 自己隊の活動内容及び処置等については、時機を失うことなく必ず報告する。

エ 無線で報告困難な場合は、口頭又は伝令員を派遣して行う。

(8) 臨機の処置

指揮者は、不測の事態に遭遇して指示を受ける余裕のないときは、自らの判断により迅速に処置し、事後速やかに上級指揮者に報告しなければならない。

ア 倒壊、爆発危険がある場合は、速やかに退避させる。

イ 先着隊の指揮者は注水危険又は爆発危険等がある場合は、全隊の行動を規制し、注水禁止又は進入禁止等の緊急措置をとる。

(9) 安全管理

指揮者は、絶えず部下隊員の活動環境を確認してその安全を保持しなければならない。

ア 指揮者は自ら危険の排除に当たる。

イ 危険の高い作業は自ら安全を確認する。

ウ 危険の排除には、資機材を積極的に活用する。